

川崎市人権オンブズパーソン 令和5年度報告書

Ombudsperson

令和6(2024)年5月

川崎市人権オンブズパーソン

目 次

はじめに	1
------	---

I 運営状況

1 相談の概要	3
（1）相談の受付状況	4
（2）相談の継続及び調整活動	11
2 救済の概要	13
（1）救済の申立て受付件数	13
（2）救済の申立て内容	13
（3）救済活動の状況	14
3 救済活動の様子	15
4 発意調査の概要	17
5 広報・啓発等	18
（1）人権オンブズパーソン子ども教室	18
（2）人権子ども教室	20
（3）高校生を対象とした人権学習（デートDV予防講座）	20
（4）広報活動	21
6 その他	22

人権オンブズパーソン活動の1年を振り返って	23
-----------------------	----

II 参考資料

1 年度別統計表	26
2 制度の概要	30
3 川崎市人権オンブズパーソン条例	33

は　じ　め　に

昨年５月８日から新型コロナウイルス感染症の位置付けが「５類感染症」になり、行政が様々な要請等をしていく仕組みから、個人の意思を尊重していく生活になり、徐々に以前の生活が戻ってきたと感じています。ただ、コロナ禍において手洗いやマスクが推奨されたことと関連してなのか、以前とは異なる時期にインフルエンザ等コロナウイルスとは異なる種類の感染症が流行したことにより、子どもが運動会や遠足等の学校行事に参加できなかったり、意外な時期に学級閉鎖があったりしたのが昨年度の特徴でした。

人権オンブズパーソン業務について昨年度を振り返りますと、年間総相談件数は 115 件で、全体としては前年度に比べて 3 件の減少となっています。相談区分別にみますと、「子どもの相談」については年間 74 件で前年度比 4 件の減少、「男女の相談」については年間 15 件で前年度比 5 件の減少、「その他相談」については年間 26 件で前年度比 6 件の増加となっています。一方で救済申立て及び発意調査については、いずれも「子ども」に関するものですが、大幅に増加しています。

「子どもの相談」について相談類型別に見ますと、『権利侵害のない相談』は前年度比増減率 37% 減と大幅に減少しています。『権利侵害のない相談』とは「放課後、遊んでいた友達と喧嘩をしたので仲直りしたいが、どうしたらいいか？」という相談等ですが、このような相談が減少している背景には、子ども自身が相談してくることが減少していることと関連していると思われます。これが区分別で言うところの「子どもの相談」の件数の減少に影響を与えていると思われますので、以前からお伝えしているとおり、子ども自身が我々にアクセスする方法を検討する必要があると考えています。その一方で『権利侵害の疑いがある相談』については、前年度比増減率 12% 増となっており、特に『学校や施設等の対応の問題』について前年度比増減率は 47% 増（件数にして 9 件の増加）、『体罰』については、前年度は 0 件だったものが昨年度は 4 件と増加しています。そしてそれぞれの御相談の中にはかなり深刻な内容のものもありました。

「男女の相談」について相談分類別に見ますと、『DV』についての相談が前年度比増減率 33% 減となっています。これは頭書のとおり新型コロナウイルス感染症の位置付けが「５類感染症」になり、在宅の機会が減少したことと関連があるのではないかと考えています。

子どもに関する相談については、上記のとおり権利侵害の疑いがある件について深刻な内容のものがあり、特に『学校や施設等の対応の問題』については何らかの対応を要するものがいくつもあり、これが子どもに関する事案の救済申立て等の件数大幅増加の要因になっています。また、昨年度は部活動に関する問題も様々な形・内容で散見されました。このような事案に対応していると大人の苦しさや困難な状況等大人を取り巻く環境の問題を感じずにはいられません。大人が苦しいと、その状況・環境を改善しないと、しわ寄せは子どもへと向かってしまいます。この点の理解が不十分で、いじめや体罰、虐待等の問題を表面的にとらえられることがあり、表面的な解決では他の場面でも同様のことが起こってしまいます。また、もちろんこれら事案の背景にあるのは大人を取り巻く環境だけではありません。大人自身の問題もあります。その一つが、子どもを「権利の主体」として考えているのかと疑問に思うことです。例えば、多様性を認めるということは、違いを受け入れるということであり、それは必然的に生まれる摩擦も受け入れて対応する必要があります。ただ、その摩擦の対応の際に諸々の力に物を言わせるのでは、人は納得できないと思うのですが、この「人」の中にはもちろん「子ども」も入りますが、この点の理解が不十分とすることがあります。大人も自分では受け止め難い考え方等を提示されることがありますが、それを正面から受け止めて十分に考えることなくやり過ごしていると、その場は何とか凌げるのですが、根本解決になっていません。当然のように同じことが繰り返され、子どもを傷つけたり、子どもの信頼を失墜したりすることがあります。それでも子どもは先生等を信頼できないとは言えず、子どもなりに対応しようとして苦しんだりします。子どもたちの言葉にならないモヤモヤ、苦しさの根本を考えてほしいと思っています。

我々も同様の自己省察をもってこれまで以上に研鑽に励む所存でございます。今年度も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

川崎市代表人権オンブズパーソン

池 宗 佳 名 子

I 運営状況

人権オンブズパーソンは、子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害を管轄し、相談及び救済の申立てを受け、各関係機関との連携・協力のもと、相談者に寄り添い、相談者と共に問題解決を図っています。

相談については、適切な助言等を通じて人権侵害の発生や拡大を防止し、人権侵害に関する問題の主体的な解決を促進するなど、それ自体が有効な救済方法となっています。そして相談者の気持ちが整理できない場合や複雑なケースの場合には、継続して相談を受け、解決に向け相談者を支援します。

また、管轄外の問題であっても、適宜相談を受け、その内容にふさわしい相談機関を紹介するなど相談者の立場に立った対応に努めています。

この報告書では、子どもの権利の侵害にかかわる相談を「子どもの相談」、男女平等にかかわる人権の侵害の相談を「男女平等の相談」、人権オンブズパーソンの管轄外の相談を「その他相談」としています。また、各相談の内容等の分類は、相談受付時の訴えに基づいています。

なお、子どもの相談及び救済の対象となる子どもは、「川崎市子どもの権利に関する条例」に規定する18歳未満の者等をいいます。

(※構成比(%)は四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。)

1 相談の概要

令和5年度の新規の相談受付件数は115件で、子どもの相談が74件(相談受付件数全体に占める割合64.3%)、男女平等の相談が15件(同13.0%)、その他相談が26件(同22.6%)でした。前年度と比べると、子どもの相談は4件減少、男女平等の相談は5件減少、その他相談は6件増加し、全体では3件減少しました。(図1～2)

また、相談の対象となった者の住所は市内92件、市外12件、不明11件でした。(表1)

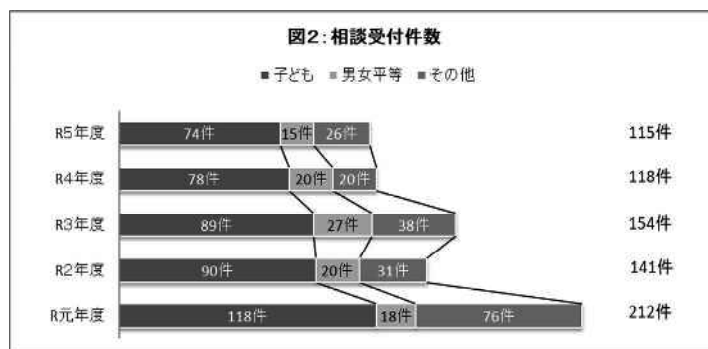
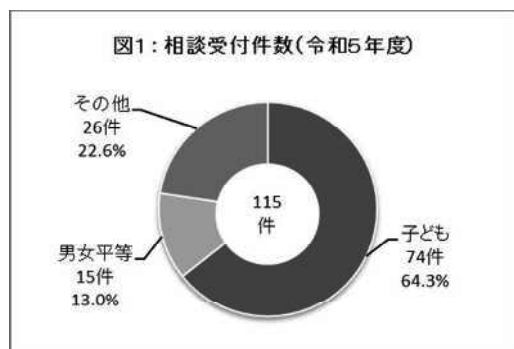


表 1

(単位：件)

相談種別	市内	市外	不明	合計
子どもの相談	65	6	3	74
男女平等の相談	13	0	2	15
その他相談	14	6	6	26
合計	92	12	11	115

(1) 相談の受付状況

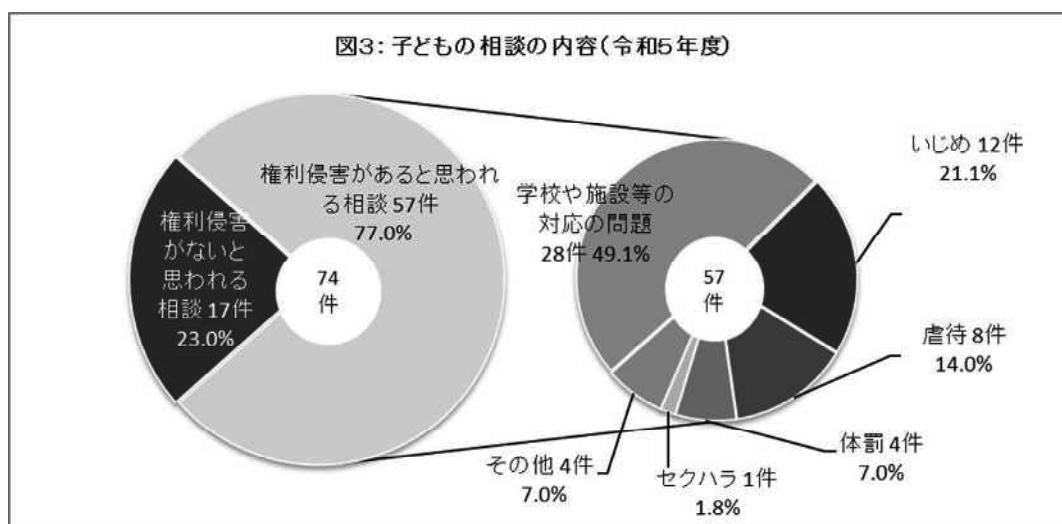
ア 子どもの相談

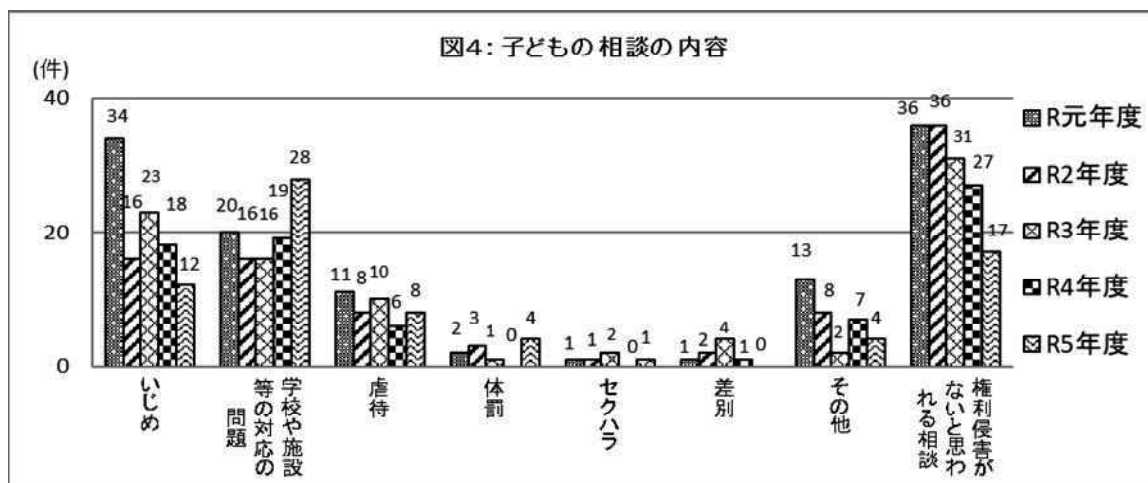
子どもの相談では、子ども本人からの相談を促すために、子ども自らが安心して気軽に相談できるような相談環境づくりに努め、子どもの話を十分聴き、その年代にふさわしい助言や勇気づけなどによって、子どもが自らの力で問題を解決できるよう支援しています。

(ア) 相談内容

子どもの相談受付件数は74件で、前年度(78件)より4件減少しました。(図2)

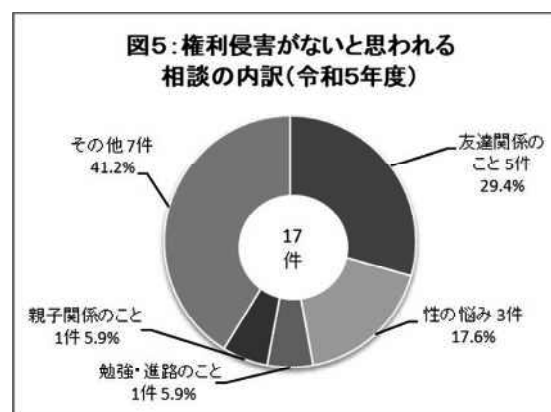
内容別では、権利侵害があると思われる相談は、学校や施設等の対応の問題に関する相談が28件(権利侵害があると思われる相談全体に占める割合49.1%)、いじめに関する相談が12件(同21.1%)、虐待に関する相談が8件(同14.0%)、体罰に関する相談が4件(同7.0%)、その他が4件(同7.0%)、セクハラに関する相談が1件(同1.8%)で、合計で57件でした。前年度と比べて、学校や施設等の対応の問題に関する相談が9件増加、体罰に関する相談が4件増加、虐待に関する相談が2件増加、セクハラに関する相談が1件増加し、いじめに関する相談が6件減少、差別に関する相談が1件減少しました。(図3～4)





また、権利侵害がないと思われる相談（17件）は、友達関係のことが5件（権利侵害がないと思われる相談全体に占める割合29.4%）、性の悩みが3件（同17.6%）、勉強・進路が1件（同5.9%）、親子関係が1件（同5.9%）、でした。

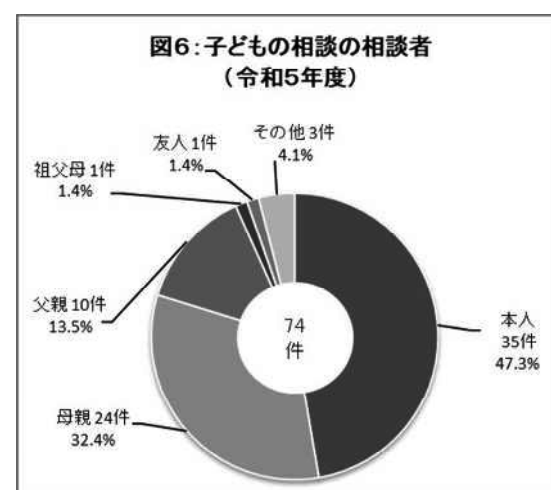
前年度と比べて、権利侵害がないと思われる相談は10件減少しました。（図4～5）



(イ) 相談者

相談者は、子ども本人が35件（子どもの相談受付件数全体に占める割合47.3%）、母親が24件（同32.4%）でした。（図6）

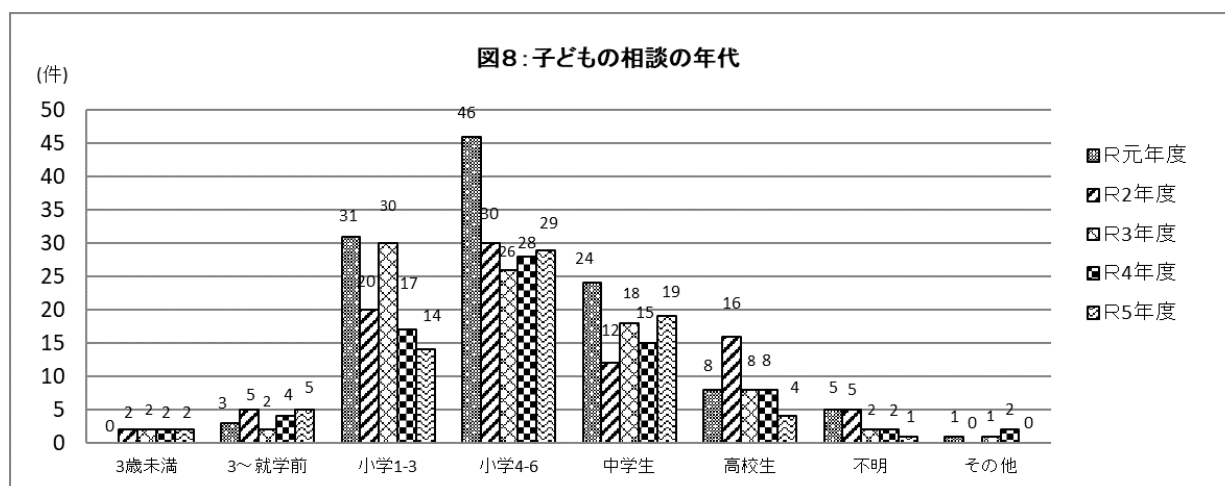
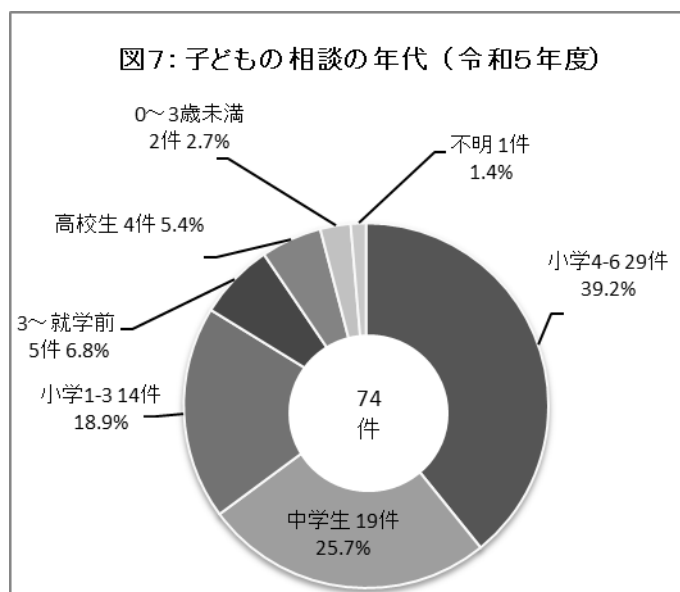
子ども本人が前年度より2件（前年度37件）、母親が2件（前年度26件）それぞれ減少しました。



(ウ) 子どもの年代

相談の対象となった子どもの年代は、小学校高学年（４～６年生）が 29 件（子どもの相談受付件数全体に占める割合 39.2%）、小学校低学年（１～３年生）が 14 件（同 18.9%）、中学生が 19 件（同 25.7%）、高校生が 4 件（同 5.4%）となっています。

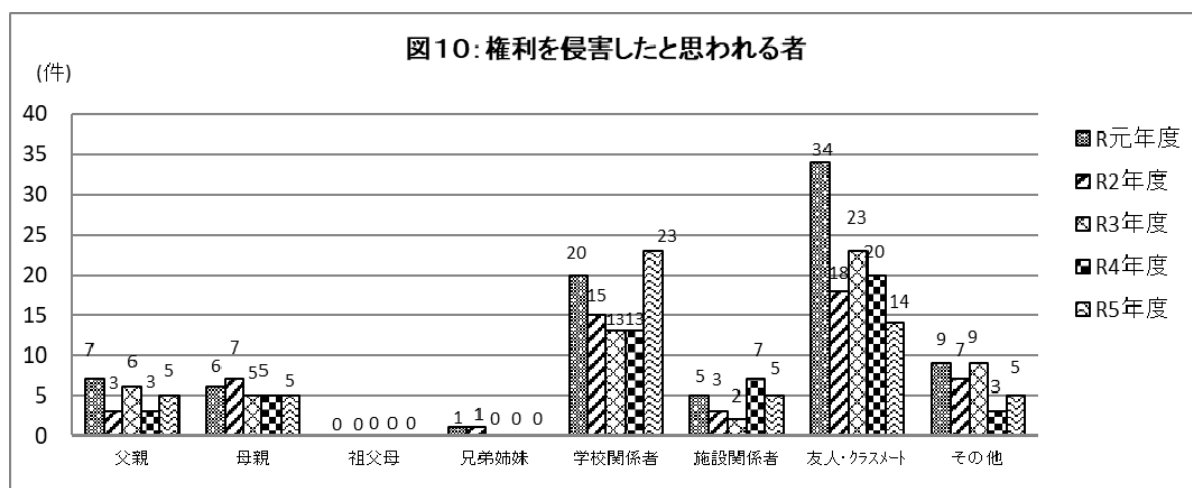
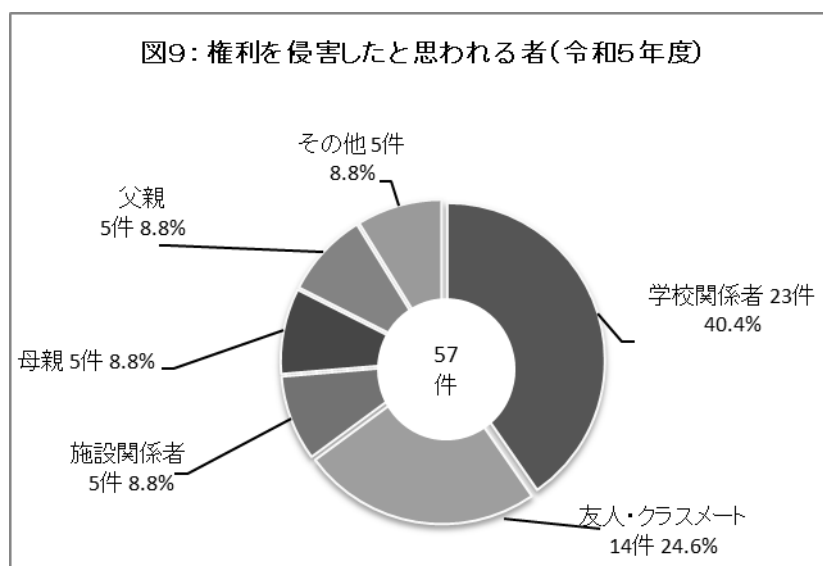
前年度と比べて、小学校高学年が 1 件増加、中学生が 4 件増加しましたが、小学校低学年が 3 件減少、高校生が 4 件減少しました。（図 7～8）



(エ) 権利を侵害したと思われる者

権利侵害があると思われる相談 57 件のうち、権利を侵害したと思われる者は、学校関係者が 23 件（権利侵害があると思われる相談全体に占める割合 40.4%）、友人・クラスメートが 14 件（同 24.6%）、施設関係者が 5 件（同 8.8%）、母親が 5 件（同 8.8%）、父親が 5 件（同 8.8%）でした。

前年度と比べて、友人・クラスメートが 6 件減少、施設関係者が 2 件減少し、学校関係者が 10 件増加、父親が 2 件増加しました。（図 9～10）

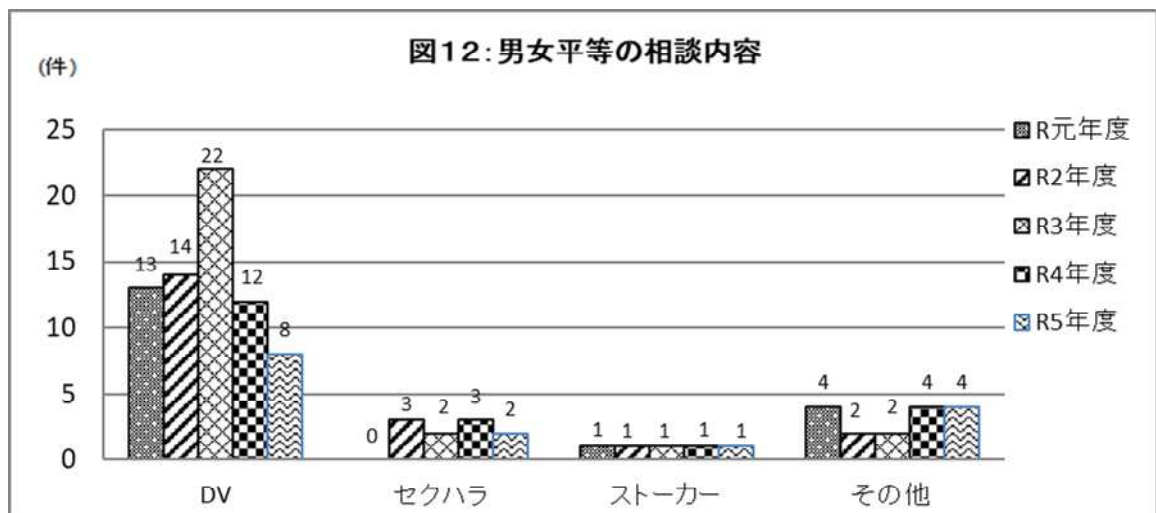
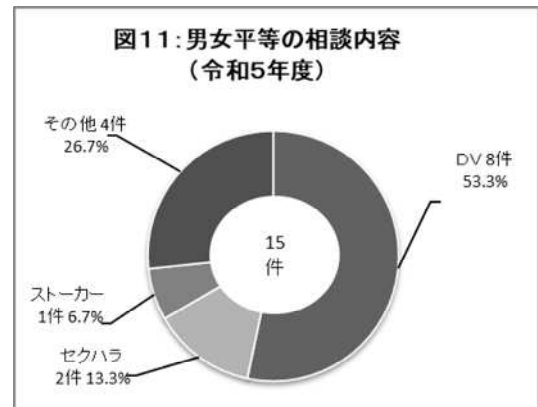


イ 男女平等の相談

男女平等の相談受付件数は15件で、前年度(20件)より5件減少しました。(3ページの図2)

内容別では、ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相談が8件(全体に占める割合53.3%)、セクハラに関する相談が2件(同13.3%)、ストーカーに関する相談が1件(同6.7%)でした。

前年度と比べて、DVに関する相談が4件、セクハラに関する相談が1件それぞれ減少しました。(図11～12)

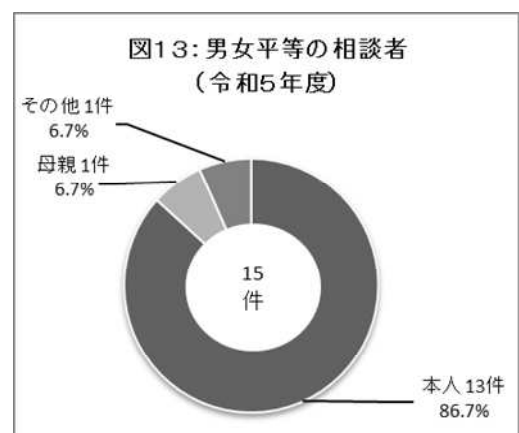


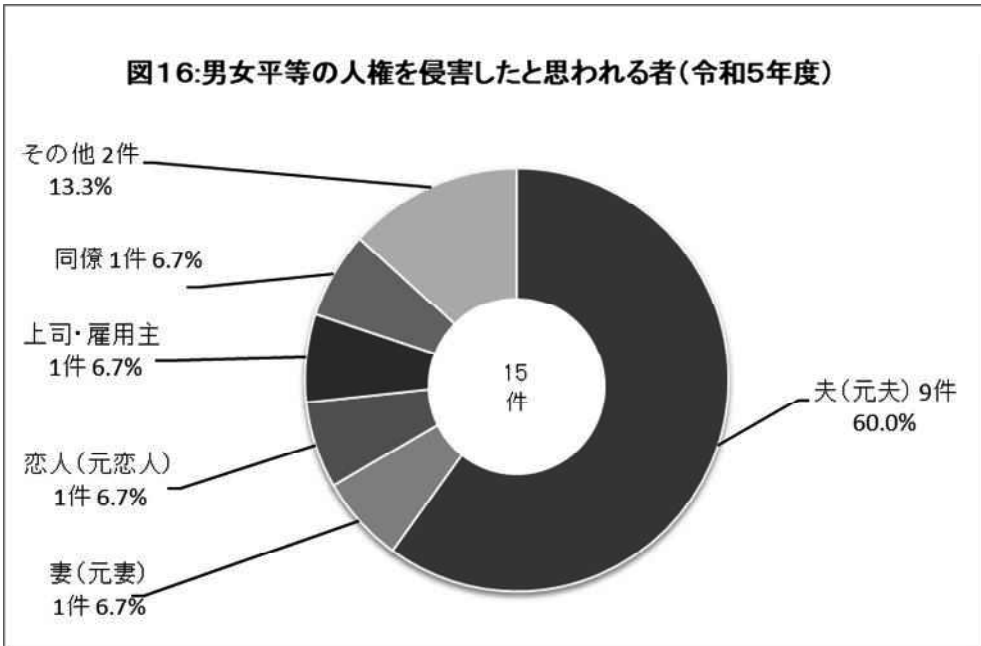
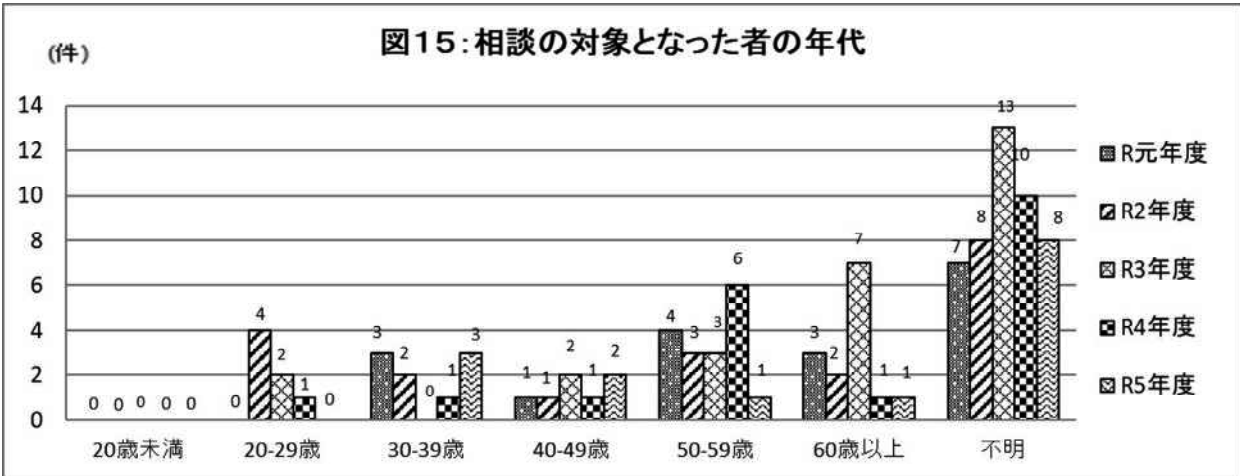
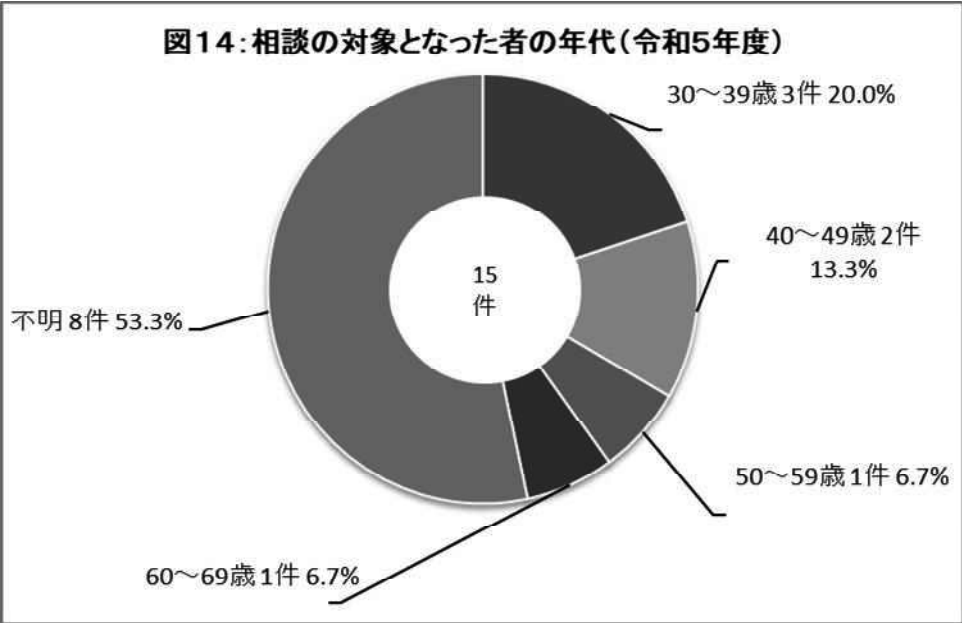
相談者は、本人が13件(全体に占める割合86.7%)、母親が1件(同6.7%)でした。

(図13)

相談の対象となった者の年代は、30歳代が3件(全体に占める割合20.0%)、40歳代が2件(同13.3%)、50歳代、60歳代がそれぞれ1件(同6.7%)でした。(図14～15)

人権を侵害したと思われる者は、夫(元夫)が9件(全体に占める割合60.0%)、妻(元妻)、恋人(元恋人)、上司・雇用主、同僚がそれぞれ1件(同6.7%)でした。(図16)



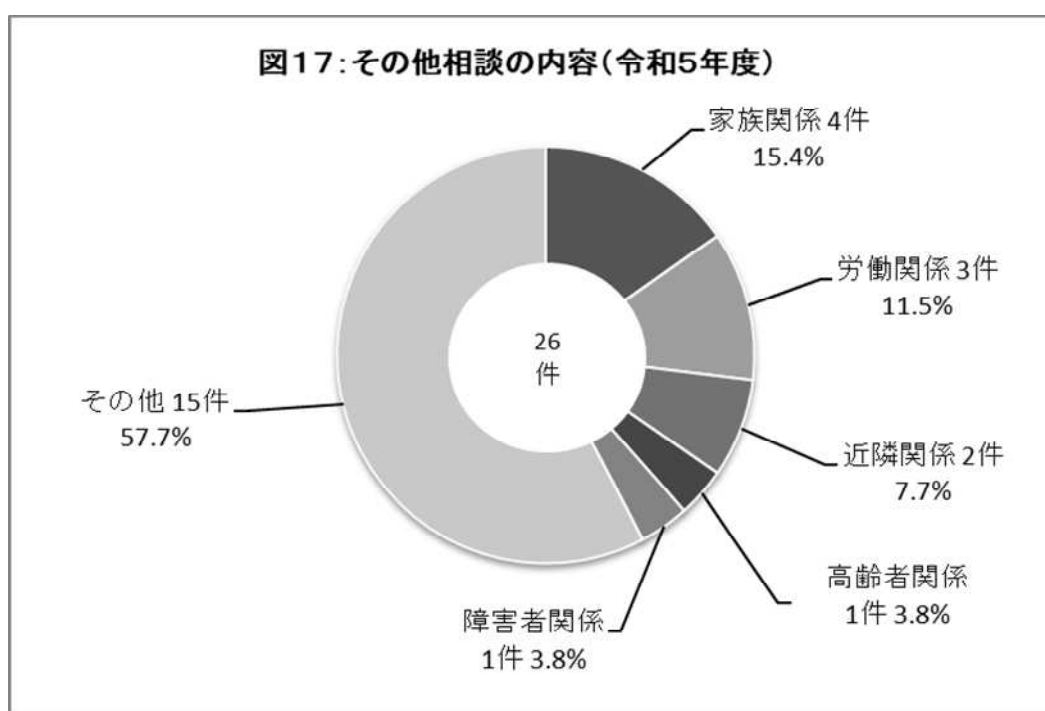


ウ その他の相談

人権オンブズパーソンは、管轄外の相談に対してもできる限り解決が図られるよう、必要に応じて助言したり、専門的な相談機関を紹介するなど、相談者の立場に立って対応しています。

その他相談は、前年度（20件）より6件増加し、26件でした。（3ページの図2）

その他相談の内訳は、家族関係が4件（全体に占める割合 15.4%）、労働関係が3件（同 11.5%）、近隣関係が2件（同 7.7%）、高齢者関係、障害者関係がそれぞれ1件（同 3.8%）でした。（図17）



なお、相談受付件数には計上していませんが、無言電話やいたずらと思われる電話などが合計71件ありました。

(2) 相談の継続及び調整活動

相談は電話によるものがほとんどで、1回で相談を終了するケースが多くなっていますが、相談者の気持ちや整理できない場合や複雑なケースの場合には、継続して相談を受け、解決に向け相談者を支援しています。継続した相談（以下「継続相談」という。）では、電話による相談だけではなく、面談や関係機関等との調整活動を行うこともあります。

ア 継続相談の状況

子どもの相談と男女平等の相談の受付件数 89 件のうち、52 件が継続相談で、受付件数の 58.4% を占めています。そのうち子どもの相談が 46 件、男女平等の相談が 6 件でした。（表 2）

表2 (単位：件)

相談種別	相談受付件数	継続相談の件数		1回の相談で終了した件数	
	a	b	b/a	a-b	(a-b)/a
子どもの相談	74	46	62.2%	28	37.8%
男女平等の相談	15	6	40.0%	9	60.0%
計	89	52	58.4%	37	41.6%

イ 継続相談の回数及び相談方法

継続相談 52 件に対する電話相談・面談等の延べ回数は合計 192 回でした。1 件当たりの回数の平均は 3.7 回で、子どもの相談の平均は、3.8 回、男女平等の相談の平均は、2.5 回でした。

相談方法は、電話が 155 回（全体に占める割合 80.7%）、事務所内外での面談等が 37 回（同 19.3%）でした。（表 3）

表3 (単位：回)

相談種別	継続相談案件の 相談回数		方 法			
			電話		面談等	
	c	(c/b)	d	(d/c)	e	(e/c)
子どもの相談	177	3.8	141	79.7%	36	20.3%
男女平等の相談	15	2.5	14	93.3%	1	6.7%
計	192	3.7	155	80.7%	37	19.3%

ウ 継続相談の時間

継続相談の1回にかかる時間は、30分未満が144回（全体に占める割合75.0%）、30分～60分未満が25回（同13.0%）、60分～90分未満が12回（同6.3%）、90分以上が11回（同5.7%）でした。（表4）

表4

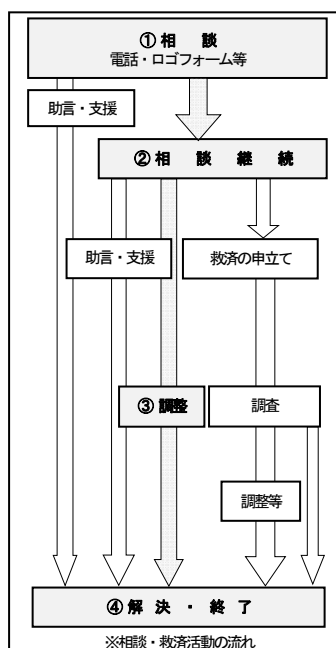
（単位：回）

相談種別	継続相談の 延べ回数 c	時 間							
		30分未満		30-60分未満		60-90分未満		90分以上	
		g	g/c	h	h/c	i	i/c	j	j/c
子どもの相談	177	133	75.1%	22	12.4%	12	6.8%	10	5.6%
男女平等の相談	15	11	73.3%	3	20.0%	0	0.0%	1	6.7%
計	192	144	75.0%	25	13.0%	12	6.3%	11	5.7%

エ 継続相談及び調整活動

継続相談から救済の申立てに至ったものが子どもに関するものが8件ありましたが、救済の申立てを行わなくとも相談を重ねることにより、自ら解決していくケースがほとんどであり、継続相談も実質的な救済活動となっています。また、相談を継続する中で、必要に応じて関係機関等との調整活動を行っています。この調整活動でも、本人の力によって解決が図られるよう支援することを重視しています。こうした人権オンブズパーソンが行う調整活動について、令和5年度の事案を、プライバシーに配慮し、事例として紹介します。

【事例】



〈主な活動概要〉

- ① 高校生から、相談の電話が入りました。内容は、学校内で相談者に対する真実ではないうわさが流れていて、先生もそれを信じているようなので、学校に行くのがつらいというものでした。
- ② 相談者と面談し、詳細を確認し、人権オンブズパーソンとしてできることを説明したところ、人権オンブズパーソンに関わってほしいとのことでしたので、人権オンブズパーソンが間に入って簡易な調整をすることにしました。
- ③ 人権オンブズパーソンが学校に連絡し、事情を伝え、関係する先生等から話を聞きました。事実を確認したところ、双方に思い違いがあったことが分かり、双方の誤解を解きました。
- ④ 人権オンブズパーソンが、その後について、相談者に確認したところ、先生以外の大人が親身に相談に乗ってくれたことがうれしい今は学校生活が楽しいとのことだったので終了としました。

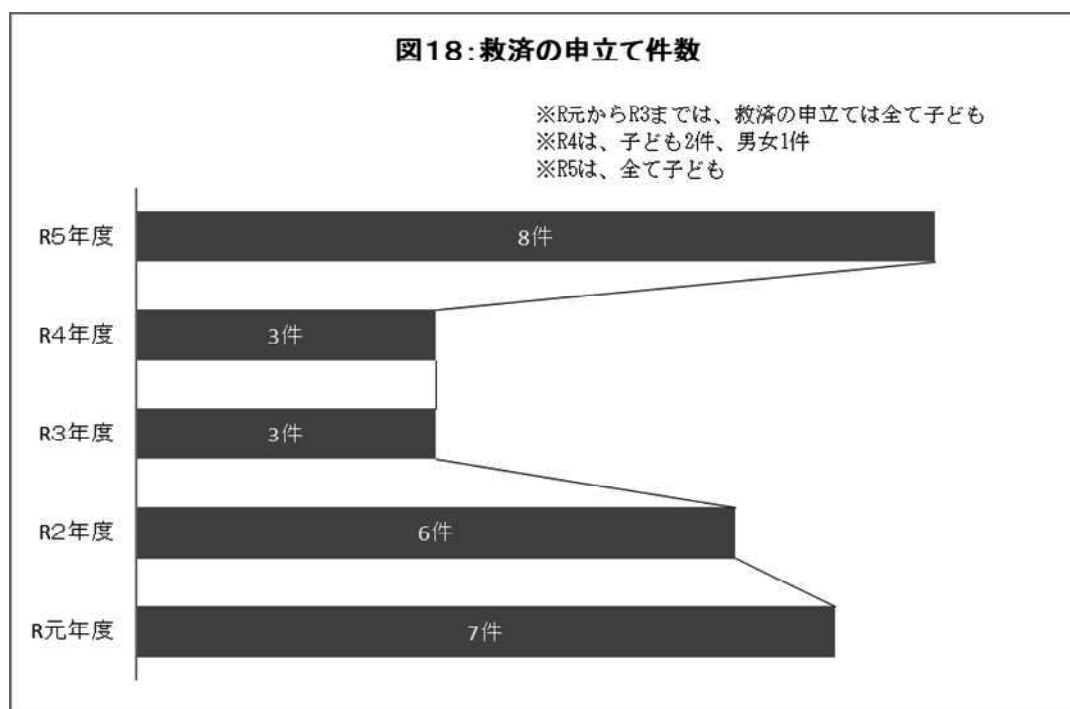
2 救済の概要

人権オンブズパーソンは、救済の申立てを受けると、権利を侵害されたと思われる者や関係機関等に対して調査を行い、必要に応じて調整を図るなどの救済活動を行っています。救済活動に当たっては、権利を侵害されたと思われる者の気持ちに寄り添い、十分に話を聴いて、問題点を共に整理していきます。また、関係者等からの資料提出や聴き取り、さらには現地訪問などにより、双方の意見や置かれている状況等について十分な調査を行います。そして、第三者的機関として公平に調査した結果をもとに、関係者間の調整を行って解決を目指します。

人権オンブズパーソンは、これらの調査・調整活動を通して、市民の人権の擁護者として、市民が主体的に解決できるよう支援するとともに、公正な立場から適切に事案の解決に当たっています。

(1) 救済の申立て受付件数

令和5年度の救済の申立て受付件数は8件で、全て子どもに関するものでした。(図18)



(2) 救済の申立て内容

令和5年度に新規に受付した子どもの救済の申立て8件のうち、学校等の対応の問題に関するものが5件、いじめに関するものが3件でした。(表5)

令和5年度に救済の申立てを受付した事案8件のうち、終了したものは3件、次年度へ継続したものは5件でした。

なお、令和4年度に受付した救済の申立て事案のうち、令和5年度に継続した事案1件は、令和5年7月に終了しました。

表5

	種別	申立ての内容※	申立て・調査開始	終了	活動回数
1	子ども	いじめ	令和5年7月	令和5年12月	22
2	子ども	いじめ	令和5年7月	継続	108
3	子ども	いじめ	令和5年9月	令和5年12月	27
4	子ども	学校等の対応の問題	令和5年10月	継続	37
5	子ども	学校等の対応の問題	令和5年11月	令和6年3月	14
6	子ども	学校等の対応の問題	令和6年2月	継続	3
7	子ども	学校等の対応の問題	令和6年2月	継続	10
8	子ども	学校等の対応の問題	令和6年3月	継続	7

※申立ての内容の分類は、受付時の申立て内容に基づいています。

ア 救済を申し立てた者

令和5年度に受付した救済の申立て事案のうち、申し立てた者については、全て本人でした。

イ 権利を侵害されたとと思われる者

令和5年度に受付した救済の申立て事案のうち、子どもの権利を侵害されたとと思われる者の年代は、小学生が3件、中学生が3件、高校生が2件でした。

(3) 救済活動の状況

令和5年度及び令和4年度から継続していた事案（1件）を含めた9件に対して、令和5年度の救済活動の回数は、合計で251回ありました。活動方法では、電話等によるものは220回、面談等のうち事務所内での面談が19回、学校等現地を訪問しての活動が12回でした。また、1回当たりの活動時間は、30分未満が77.3%を占めています。（表6）

表6

（単位：回）

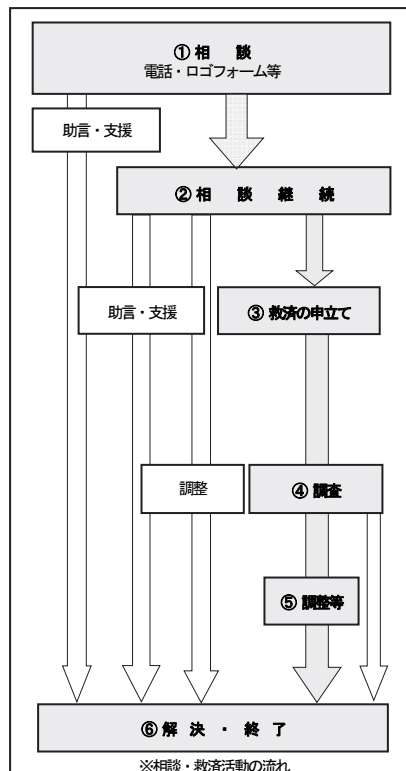
事案件数	活動回数	方 法			時 間				
		電話等	面 談 等		30分未満	30～60分未満	60～90分未満	90～120分未満	120分以上
			事務所内	訪問					
9件	251	220	19	12	194	31	10	9	7
		87.6%	7.6%	4.8%	77.3%	12.4%	4.0%	3.6%	2.8%

3 救済活動の様子

救済活動は、申立て事案の内容により進め方が異なりますが、実際の救済活動を理解していただくために、活動の様子を紹介します。なお、プライバシー保護のため、内容を一部加工しています。

【事例】

〈主な活動概要〉



① 小学校の児童から、相談の電話が入りました。友達との関係に関することで、自分の望まない対応がされることがあり、学校生活がづらいということでした。

② 詳しく話を聞くため、人権オンブズパーソンが、児童と直接会って話を聞いたところ、本人と先生で話をすることもあるが、学校は本人の言い分を十分に取ってくれないので、学校に行きたくないということでした。

②の2 人権オンブズパーソンができること等を児童に説明したところ、児童は、自分や保護者が話をしても学校に分かってもらえないので、人権オンブズパーソンに関わってもらいたいとのことでした。

②の3 児童が、自分の保護者からの話も聞いてほしいという申出をしてきたため、保護者に来所してもらい、話を聞いたところ、保護者も「友人関係については、本人の意思を尊重してほしい」との意向でした。

③ 後日、児童と母親が来所し、「救済の申立て」が提出されました。

④ 人権オンブズパーソンは、児童からの申立てがあったことを、教育委員会を通じて学校に伝え、経緯等を確認するため、学校に対して文書による事実調査を行いました。また、文書による調査だけでは分からないこともあるので、学校関係者のヒアリング調査も行いました。

⑤ 調査の結果、当該児童に必要な配慮について、本人の思いと学校の思いの間にズレがあることがわかりました。これらを申立人である児童に伝え、それらを踏まえた上で、児童自身はどうしたいかを確認し、調整活動に入りました。

⑤の2 学校側は、児童にとっての最善の利益と思って対応していたが、児童にとってはそうではなく、それについて児童側との意思疎通が十分に図れていなかったことが分かったとのことでした。そこで、改めて今後の対応を児童及び保護者と話し合うとのことでした。

⑤の3 学校と児童側が話し合いを重ねたところ、児童は友達との関係も改善され、以前と同じように遊ぶことができるようになったとのことでした。

⑥ 人権オンブズパーソンは、その後もしばらく状況を見守っていましたが、児童は安定した学校生活を送っているということが確認できたため、今後の見守りを学校にお願いして終了としました。

(参考) 事例に使用した事案のうち、主たる事案の活動回数

面接相談(申立人・家族等)	3回
電話相談(申立人)	5回
調査・調整(関係機関、学校等)	6回
調査・調整(申立人・家族等)	4回
その他軽易な電話連絡	8回

.....

救済活動では、本人の気持ちに寄り添いながら、申立て事由に関する実態調査を行います。

その後、調査結果をもとに関係者等との面談、事案発生場所への訪問などを積み重ね、申立ての原因となった事項を客観的に把握するよう努め、同時に、多方面から問題にアプローチしていき、中立かつ公正な立場で課題整理を行います。

特に事例で紹介した事案においては、学校側が人権オンブズパーソンの活動を理解し、子どもに寄り添った提案がありました。

とりわけ子どもに関しては、子ども自身がその思いや事柄を的確に表現することが難しい場合もあり、言葉に込められた真意を様々な方法で確かめながら、子どもにとって最もよい解決策を見出すため、本人や関係者、関係機関等との合意形成を慎重に行っています。解決の方向が見えた後も、一定期間、子どもや子どもを囲む環境の変化等の様子を見守り、安心できる状況が確認できたところで調査・調整活動を終了しています。

4 発意調査の概要

人権オンブズパーソンは、救済の申立てがなくても市民等が人権侵害を受けていると認めるときには、自らの発意に基づき調査・調整を行うことができます（川崎市人権オンブズパーソン条例第16条）。人権オンブズパーソンは、各関係機関等に説明や資料提供を求め事実関係の確認を行い、これら関係機関等との連携・協力のもと問題解決を図っていきます。

令和5年度には5件（子ども4件、男女平等1件）の発意調査を開始し、終了したものは1件、次年度に継続したものは4件でした。活動の状況は表7のとおりとなっています。

表7

（単位：回）

事案件数	活動回数	方 法			時 間				
		電話等	面 談 等		30分未満	30～60分未満	60～90分未満	90～120分未満	120分以上
			事務所内	訪問					
5件	210	175 83.3%	18 8.6%	17 8.1%	171 81.4%	21 10.0%	6 2.9%	8 3.8%	4 1.9%

発意調査は、内容により進め方が異なりますが、発意調査の活動を理解いただくために、令和5年度の発意調査の事案を、プライバシーに配慮し紹介します。

【事例】

小学校のあるクラスにおいて、教師が児童に対して不適切な指導を行い、その件についての学校の対応も適切でないとの情報が入りました。そこで、人権オンブズパーソンは、本件について発意調査を行うことを決め、当該教師を含む小学校の関係教師、校長及び教育委員会事務局区・教育担当からのヒアリング、また、学校を訪問して当該学年の児童に対するアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の結果、疑われた事実が不存在であることを確認しましたが、一方で児童に誤解を生じかねない指導方法も見受けられました。

調査結果を校長及び教育委員会事務局区・教育担当に伝え、児童との間に適切な距離感を保つことについて注意喚起し、発意調査を終了しました。

（調査開始：令和5年7月 調査終了：令和5年12月 活動回数：20回）

5 広報・啓発等

(1) 人権オンブズパーソン子ども教室

人権オンブズパーソン子ども教室では、人権オンブズパーソンや専門調査員が学校や児童養護施設に出向き、人権や相談事例について、PR 動画等を活用して説明し、直接子どもたちに人権の大切さや人権オンブズパーソンが安心して相談できる機関であることを話しています。

令和5年度は、小学校8校、中学校4校、児童養護施設3施設で実施し、全体で延べ1,735人が参加しました。また、人権オンブズパーソンから、子どもの権利やSNSでの誹謗中傷、いじめについての講演があり、平中学校においては、ヴァイオリニストで、川崎市市民文化大使でもある大谷康子さんによる講話と演奏が行われました。

ア 実施状況

	学校名	実施日時	対象	参加人数(人)
1	御幸小学校	6月16日(金)14:15～15:00	5年生 5クラス	148
2	新城小学校	6月22日(木)13:30～14:15	5年生 4クラス	111
3	宮前小学校	9月 7日(木)13:30～14:15	6年生 4クラス	129
4	藤崎小学校	10月19日(木)14:05～14:50	5年生 3クラス	96
5	菅小学校	10月27日(金)13:35～14:20	5年生 4クラス	126
6	平小学校	11月 9日(木)13:35～14:20	5年生 3クラス	80
7	はるひ野小学校	11月17日(金)13:20～14:05	5年生 4クラス	154
8	高津小学校	11月30日(木)14:00～14:45	5年生 5クラス	179
小学校 8校			32クラス	1,023
1	南菅中学校	7月 6日(木)14:35～15:25	1年生 3クラス	75
2	川崎高等学校附属中学校	11月10日(金)15:00～15:45	1年生 3クラス	113
3	井田中学校	11月15日(水)14:15～15:00	1年生 5クラス	183
4	平中学校	11月16日(木)13:15～14:55	全校生徒 10クラス	287
中学校 4校			21クラス	658
	施設名	実施日時	対象	参加人数(人)
1	新日本学園	10月16日(月)18:30～20:00	小5～高校	22
2	川崎愛児園	11月 1日(水)18:30～20:00	小5～高校	22
3	すまいる	11月22日(水)18:00～19:30	小5～高校	10
児童養護施設 3施設				54



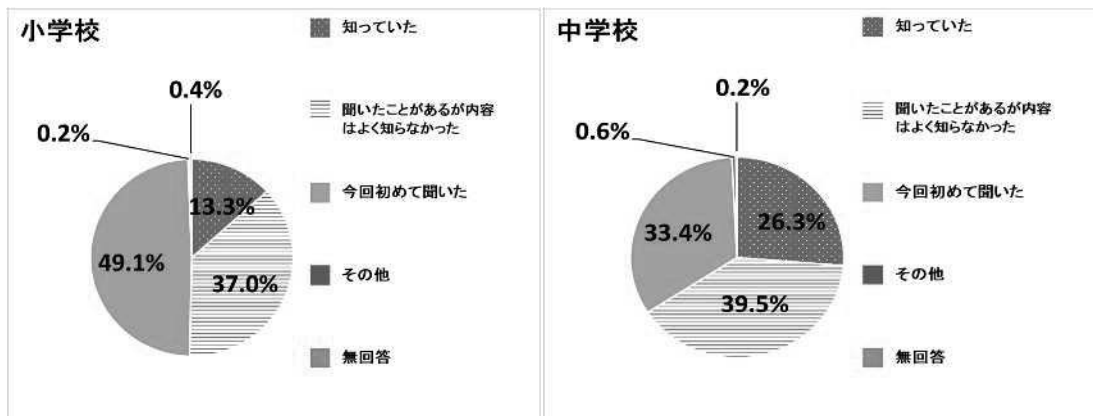
○人権オンブズパーソンによる子ども教室の様子



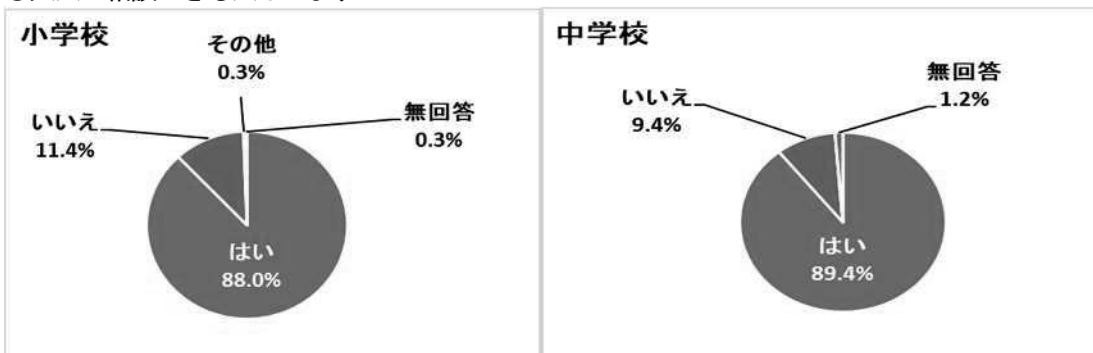
○小学校での子ども教室の様子

イ アンケート実施結果

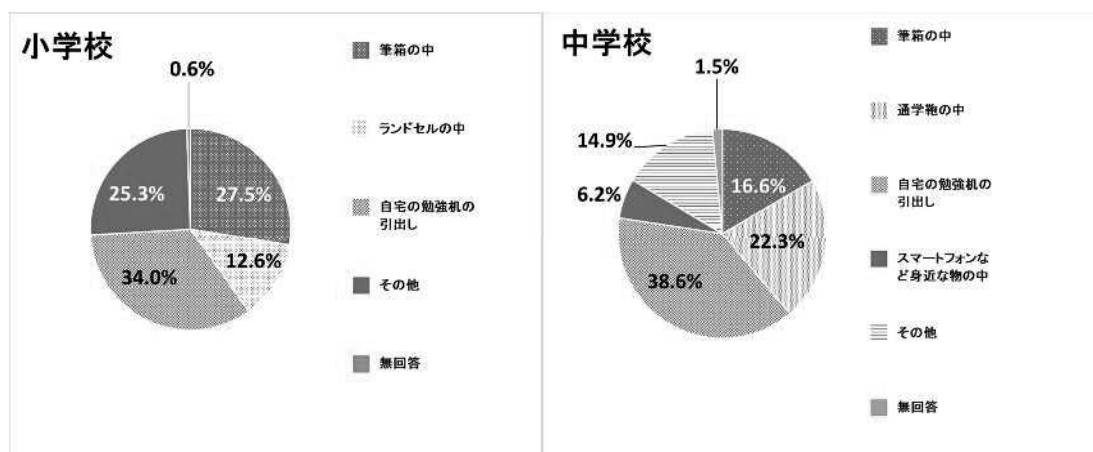
○これまでに、人権オンブズパーソン（又は「子どもあんしんダイヤル」）を知っていましたか？



○大人で相談できる人はいますか？



○配布された相談カードはどこにしまいますか？



○主な感想（原文のまま載せています。）

小学校

どこでも自分が相談したければ気軽に相談できると知り、困ったことがあったら相談しようと思いました。それに、子どもにも権利があることが分かりました。
私は今日の例のような出来事には出会ったことがないけれど、今日学んだ条例の細かな内容などを今後から頭の片すみにおいて、何かあった時に自分なりに行動ができるようにしたい。
自分らしく生きていくことは大切だと思いました。また、自分は色々な人から守られているということも分かって安心しました。
こうしゅうでんわででんわができると思ってなかったのですごいと思いました。こうしゅうでんわででんわしたあとお金がもどってくるのがすごいと思いました。
お話を聞く前は、あまり電話してしまうと、「めいわくかな」と思っていたけど、今回のお話を聞いたら、なやんでいてどうしようもないときは、「電話していいのか」と思いました。

中学校

人権はとても大切なのが分かりました。自分はいじめを見ていたらその場でとめられるような人になりたいと思いました。いじめをする人は思っていなくてもいじめをしてしまうことがあるので、改めて自分の言・行動をふり返ります。
電話をかけて相談するときに匿名でもいいということを知った。学校での相談だったら、学校の先生に話をきいてくれるところがいいと思った。なやみがあったら勇気を出して相談することが大切と知った。
自分がどのような人になり、周囲にどのようにふるまうことが大切なのか学ぶことができました。今回のお話を今後活かしていきたいです。
今回思ったのは、人権オンブズパーソンはそうだんをきいてもらっておわりかと思っていたけど、そこから直接会ったり、学校とかにはなしてくれることを知っておどろきました。身内にもはなしにくいこともあるから、こういった場所があるとすごく助かると思います。

（２） 人権子ども教室

人権尊重教育研究推進校である西御幸小学校の全校生徒を対象とした「人権子ども教室」で人権オンブズパーソンが講演（５月２１日～６月１日のうち４日間、延べ１２回）を実施するとともに、人権尊重教育推進校研究報告会に専門調査員が出席しました。

（３） 高校生を対象とした人権学習（デートＤＶ予防講座）

DV予防、子どもの権利の尊重及び人権オンブズパーソン制度の周知を目的として、高校生を対象に川崎市男女共同参画センター（すくらむ２１）と協働でワークショップを実施しました。

○ 市立川崎総合科学高等学校（定時制）

日時：令和５年１２月１１日（月）１７：５０～１８：４０ 定時制課程１～４年生 ４１名

○ 市立川崎高等学校（定時制）

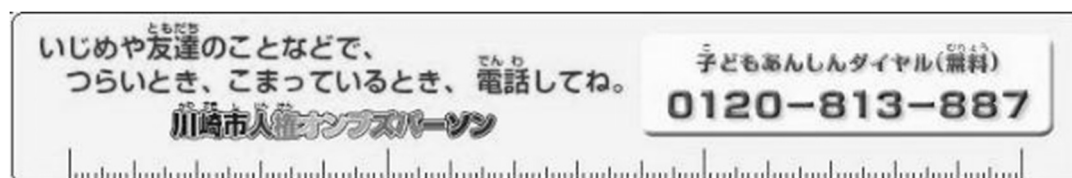
日時：令和６年 １月１７日（水）１７：４０～１９：００ 定時制課程１年生 ７１名

(4) 広報活動

ア 相談カード等の配布、市政だよりへの掲載

○相談カード (110,000 枚)、啓発チラシ (92,000 枚)

市内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、外国人学校を通して園児や児童・生徒に配布するとともに、こども文化センター、わくわくプラザ等でも配布

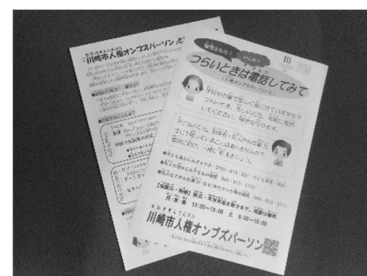


○子どもあんしんダイヤルを記載した「相談カード」

○市政だより

5月号 (新任パーソン紹介)

7月号 (運営状況の報告)



○パンフレット

イ 映像、Web 等での広報

○YouTube での 15 秒PR動画及び中学生向けPR動画の配信

○15 秒PR動画は、区役所ロビー等の広報用モニター、アゼリアビジョンで放映。令和2年度から、「かわさき人権フェア」でも放映



○人権オンブズパーソンを周知する 15 秒PR動画



○中学生向けPR動画

ウ 啓発パネル等の掲出

○市広報コーナー (アゼリア)、区役所ロビー等(6区)での啓発パネル等の掲出



○市広報コーナーでのパネル展

エ その他

- 関係団体等への周知活動
- 講師としての活動
 - ・川崎市教育委員会新任校長研修（池宗代表人権オンブズパーソン）
- 「子ども教室」のGIGA端末情報共有サイト「人権尊重教育資料」への掲載
- イベントでの展示等
 - ・すくらむまつり、かわさき区子育てフェスタ、みんなで子育てフェアさいわい、なかはら子ども未来フェスタ、高津区こども・子育てフェスタ、みやまえ子育てフェスタ、たまたま子育てまつり、あさお子育てフェスタ
 - ・「川崎市二十歳を祝うつどい」で制度紹介
- 報道機関からの取材
 - ・人権オンブズパーソン子ども教室に関する記事（タウンニュース）



○イベントでの展示

6 その他

（１） 人権オンブズパーソン会議等の開催

- 人権オンブズパーソン会議（12回）及び事例検討会（12回）

（２） 研修等への参加

- 内閣府男女共同参画室主催 男女共同参画に関する「基礎研修」及び「苦情処理研修」（オンライン）
- 神奈川県立かながわ男女共同参画センター主催 市町村拡大事例検討会
DV防止啓発講座「改正DV防止法」
- 神奈川県人権センター主催 人権学校（子どもの課題、男女平等の課題）
- 神奈川県弁護士会主催 子どもの権利全国イベント「今こそ学ぼう！子どもアドボカシー」

（３） 連携会議等への出席

- 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会
- 川崎市男女共同参画推進員連絡調整会議
- 川崎市要保護児童対策地域協議会代表者会議
- 川崎市こども施策庁内推進本部会議検討部会
- 川崎市DV被害者支援対策推進会議DV被害者相談支援部会
- 川崎市いじめ防止対策連絡協議会
- 子どもの権利学習検討委員会
- 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2023 小金井

（４） 情報交換等

- 行政視察等への対応（宇都宮市議会）
- 市内市民活動団体（かわさきチャイルドライン、CAP かわさき、認定NPO 法人エンパワメントかながわ）との情報交換会
- 川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）との意見交換会
- 川崎市教育長との懇談、川崎市立小学校校長会長との懇談、川崎市立中学校校長会長との懇談

人権オンブズパーソン活動の1年を振り返って

1 活動の概要

令和5年4月に川崎市人権オンブズパーソンに就任いたしました。

令和5年度は、子どもたちから話をお聞きし、時に御家族との話し合いに参加させていただきました。また、学校や児童相談所、その他施設などに赴き、子どもたちの声を届けながら、調整活動等を行いました。子ども教室では、人権のことや川崎市子どもの権利に関する条例について、子どもたちに直接お話しさせていただきました。

人権オンブズパーソン制度をつくった方々の想いを全うできるよう、池宗佳名子代表人権オンブズパーソンから多くの御助言をいただきながら、職務にあたらせていただきました。調査員1名1名が、人権オンブズパーソン制度に対して高い志を持ち、子どもたちのために懸命に尽力してくださり、多くの相談、調査、調整活動等を実施することができました。対外的なやり取りについては不慣れなことも多くありましたが、事務局も一丸となって対処してくださり、迅速な対応をすることができました。

調査においては、書面調査、実地調査、アンケート調査やヒアリング調査などを実施しました。いずれの関係機関も多忙を極める中、真摯に御協力くださったため、迅速に実施でき、事実関係をなるべく正確に把握することができました。一方で、思うように対応が進まず、時に涙を流しながら必死に訴え出てくれた子どもたちに対して申し訳ないような気持ちを抱くこともありましたし、あと一歩踏み込んだ調査をしたいと考えたときにも、事務局の人員体制の限界もあり、心残りが生じることもありました。

2 具体的な活動内容（相談及び支援）

御家族で来ていただき、それぞれのお話を伺った上で、家族での話し合いを実施するなどしてもらうこともあります。子どもたちの声を確認し、それを保護者に伝えさせていただいたときの反応としては、予想どおりだったという場合もありましたが、思った内容とは違ったと、驚かれることもありました。子どもたちの本当の気持ちを伝えたことにより、家族内でのわだかまりが減ったようにもお見受けする御家族もありました。数か月の時間をあけて、再度の話し合いを実施したときに、家族内での関係性が円滑になっている様子がみられることもあります。笑顔が多くなった御家族と話していると、人権オンブズパーソンとしてのやりがいを感じられます。一方で、お子さんの声をうまく保護者にお伝えできなかつたり、お子さんの様子が心配ながらも十分に調整できなかつたりすることもあります。なるべく丁寧に御説明し、より適切に介入できる他機関とも協力しながら、今後も子どもたちの最善の利益を守るために、並走していければと思っております。

3 具体的な活動（救済申立て・発意調査）

5件の救済申立てと4件の発意調査に関わらせていただきました。

救済申立てのうち、2件が年度内に終了しました。終了したものは、1件はいじめの訴えで、学校内の調整で御本人の困り感がなくなったため終了となりました。もう1件については、担任から子どもに対する不適切対応が明らかとなりました。学校において子どもたちに対して侮蔑的とも評価されるような声掛けが行われていたこと等が発覚したため、教育委員会に対して再発防止の提言をいたしました。

発意調査のうち、1件が終了し、2件は中間の報告に至りました。終了案件においては、アンケートの実施により、疑われた事実が不存在であることを確認して終了しました。中間の報告に至った2件では、アンケート等により、部活動で顧問が不適切な対応をしていたことや、担任教諭が教室内で極めて不適切な言動をしていたことが確認されました。

部活動での不適切対応では、顧問がうまくできなかった部員に対して走り込みをさせたり、ボールを投げつけるなどの行為をしていたりしたことが明らかとなりましたが、学校は、即座に顧問を部活動にかかわらないよう対応して下さりました。部活動の問題はこれまでも人権オンブズパーソンの調査対象となったことがあり、ときには学校及び教育委員会から積極的な協力を得られなかった事例もあったと確認していますが、本件では速やかに学校において対応をしてくださいました。顧問の不適切行為の一つには、適切な熱中症対策をしなかったという子どもたちの安全に関わる問題もありましたので、また夏が来るなかで、再度全学校において気を引き締めていただけたらと感じています。

担任教諭の不適切な言動においては、担任教諭が子どもたちを強く掴んだり、「バカ」などと声掛けたりするなどが確認されました。子どもたちが苦しうに涙する一方で、事実確認がされた後も、一定期間、教員不足により当該教諭が担任をし続ける状況となりました。調査中ではありますが、教員不足の深刻化がついに子どもの権利にまで影響している可能性があります。

4 最後に

人権オンブズパーソンとしての初年度は、子どもたちが涙するような調査に関わらせていただくことが多く、不適切な対応があったという現場の声をきいていると、何から手を付ければ子どもたちを守れるのだろうかという気持ちになることもありました。

一方で、責任感があり、子どもたちへの想いを胸に、素晴らしい対応をされる先生にもお会いする機会もありました。そういった先生方が、川崎市で心配なく教諭を続けられることも、子どもたちの人権に資することだと、改めて感じました。

子どもたちの人権侵害について、調査によって慎重に事実確認調査をしながらも、関係機関との協力も大切にしながら、川崎市に関わる子どもたちのために、気を引き締めて頑張りたいと思っています。

川崎市人権オンブズパーソン 飛田 桂

Ⅱ 参考資料

1 年度別統計表

本統計表の分類は相談受付時の訴えに基づいています。また、受付時に複数の訴えがある場合、主たる訴えをもって1件としています。単位はすべて「件」です。

相談受付件数

年度	子ども	男女平等	その他	合計
H14年5月 ～ H24年3月	2,162	850	941	3,953
H24年度	256	56	61	373
H25年度	161	61	27	249
H26年度	138	60	30	228
H27年度	171	52	44	267
H28年度	118	29	35	182
H29年度	110	32	60	202
H30年度	135	17	45	197
R元年度	118	18	76	212
R2年度	90	20	31	141
R3年度	89	27	38	154
R4年度	78	20	20	118
R5年度	74	15	26	115
累計	3,700	1,257	1,434	6,391

救済申立て及び発意調査総件数

年度	救済申立て			発意調査
	子ども	男女平等	合計	
H14年5月 ～ H24年3月	115	17	132	5
H24年度	11	0	11	0
H25年度	7	0	7	1
H26年度	5	0	5	2
H27年度	3	0	3	1
H28年度	6	0	6	2
H29年度	13	0	13	0
H30年度	6	0	6	4
R元年度	7	0	7	1
R2年度	6	0	6	1
R3年度	3	0	3	0
R4年度	2	1	3	0
R5年度	8	0	8	5
累計	192	18	210	22

(注)「発意調査」は調査開始年度

(1) 子どもの相談

子どもの相談 相談内容

年度	いじめ	学校等の対応の問題	虐待	体罰	セクハラ	差別	その他	権利侵害がないと思われる相談	合計
H14年5月 ～ H24年3月	655	311	143	50	46	12	292	653	2,162
H24年度	60	37	11	4	2	0	11	131	256
H25年度	42	17	4	4	3	0	6	85	161
H26年度	30	32	12	2	2	0	7	53	138
H27年度	47	31	15	4	1	1	15	57	171
H28年度	36	21	6	3	0	0	18	34	118
H29年度	21	33	8	5	1	1	5	36	110
H30年度	26	35	3	7	1	0	4	59	135
R元年度	34	20	11	2	1	1	13	36	118
R2年度	16	16	8	3	1	2	8	36	90
R3年度	23	16	10	1	2	4	2	31	89
R4年度	18	19	6	0	0	1	7	27	78
R5年度	12	28	8	4	1	0	4	17	74

子どもの相談 相談者

年度	本人	母	父	祖父母	近隣	学校関係者	その他	合計
H14年5月～ H24年3月	1,058	826	71	45	30	13	119	2,162
H24年度	143	84	8	5	4	1	11	256
H25年度	78	65	6	3	2	1	6	161
H26年度	64	59	4	3	1	1	6	138
H27年度	79	65	9	5	0	0	13	171
H28年度	70	31	7	2	2	1	5	118
H29年度	55	40	7	2	1	0	5	110
H30年度	64	51	7	6	3	0	4	135
R元年度	68	32	7	2	4	0	5	118
R2年度	48	30	4	0	2	0	6	90
R3年度	38	37	9	1	1	0	3	89
R4年度	37	26	11	2	0	0	2	78
R5年度	35	24	10	1	0	0	4	74

子どもの相談 相談の対象となった子どもの年代

年度	3歳未満	3～就学前	小学1-3	小学4-6	中学生	高校生	不明	合計
H14年5月～ H24年3月	33	100	459	644	563	205	158	2,162
H24年度	2	5	44	91	76	20	18	256
H25年度	1	5	35	49	43	20	8	161
H26年度	0	13	27	49	28	16	5	138
H27年度	2	10	41	45	43	22	8	171
H28年度	1	5	29	35	24	16	8	118
H29年度	1	3	19	33	32	18	4	110
H30年度	0	13	21	37	34	17	13	135
R元年度	0	3	31	46	24	8	6	118
R2年度	2	5	20	30	12	16	5	90
R3年度	2	2	30	26	18	8	3	89
R4年度	2	4	17	28	15	8	4	78
R5年度	2	5	14	29	19	4	1	74

子どもの相談 権利を侵害したと思われる者

年度	父	母	祖父母	兄弟姉妹	親族	学校関係者	施設関係者	友人・クラスメート	その他	合計
H14年5月～ H24年3月	72	108	3	16	3	341	74	655	237	1,509
H24年度	7	6	0	0	0	39	2	62	9	125
H25年度	5	2	0	0	0	16	2	42	9	76
H26年度	8	5	1	0	0	22	13	30	6	85
H27年度	8	10	0	1	0	30	5	51	9	114
H28年度	2	6	1	2	0	19	4	42	8	84
H29年度	6	3	0	0	0	33	4	25	3	74
H30年度	2	1	0	0	0	27	15	27	4	76
R元年度	7	6	0	1	0	20	5	34	9	82
R2年度	3	7	0	1	0	15	3	18	7	54
R3年度	6	5	0	0	0	13	2	23	9	58
R4年度	3	5	0	0	0	13	7	20	3	51
R5年度	5	5	0	0	0	23	5	14	5	57

注 「権利侵害がないと思われる相談」を除いた件数の内訳です。

(2) 男女平等の相談

男女平等の相談 相談内容

年度	DV	セクハラ	ストーカー	労働問題	その他	合計
H14年5月～ H24年3月	488	73	40	21	228	850
H24年度	34	5	2	0	15	56
H25年度	49	0	0	0	12	61
H26年度	45	5	0	0	10	60
H27年度	30	4	2	0	16	52
H28年度	25	1	1	0	2	29
H29年度	24	3	1	0	4	32
H30年度	14	2	1	0	0	17
R元年度	13	0	1	0	4	18
R2年度	14	3	1	0	2	20
R3年度	22	2	1	0	2	27
R4年度	12	3	1	0	4	20
R5年度	8	2	1	0	4	15

男女平等の相談 相談者

年度	本人	配偶者	母	同僚	その他	合計
H14年5月～ H24年3月	718	17	23	3	89	850
H24年度	47	3	0	0	6	56
H25年度	52	4	0	0	5	61
H26年度	55	1	0	2	2	60
H27年度	46	0	2	0	4	52
H28年度	26	0	0	1	2	29
H29年度	28	0	0	0	4	32
H30年度	14	0	1	0	2	17
R元年度	16	0	0	0	2	18
R2年度	15	0	2	1	2	20
R3年度	25	1	0	0	1	27
R4年度	19	0	0	0	1	20
R5年度	13	0	1	0	1	15

男女平等の相談 相談の対象となった者の年代

年度	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60歳以上	不明	合計
H14年5月～ H24年3月	16	72	190	131	93	55	293	850
H24年度	0	3	13	11	3	7	19	56
H25年度	0	5	10	7	20	3	16	61
H26年度	1	1	6	4	18	2	28	60
H27年度	1	0	6	6	6	11	22	52
H28年度	0	1	3	5	3	4	13	29
H29年度	0	0	2	2	3	2	23	32
H30年度	0	1	1	0	1	2	12	17
R元年度	0	0	3	1	4	3	7	18
R2年度	0	4	2	1	3	2	8	20
R3年度	0	2	0	2	3	7	13	27
R4年度	0	1	1	1	6	1	10	20
R5年度	0	0	3	2	1	1	8	15

男女平等の相談 人権を侵害したと思われる者

年度	父	母	夫 (元夫)	妻 (元妻)	恋人 (元恋人)	親族	同僚	雇用主・ 上司	知人	その他	合計
H14年5月 ～ H24年3月	16	2	599	32	50	8	10	51	13	69	850
H24年度	0	0	45	0	4	0	0	1	0	6	56
H25年度	0	1	48	4	6	0	0	0	1	1	61
H26年度	0	0	49	2	4	0	2	1	2	0	60
H27年度	0	0	36	1	3	0	2	2	2	6	52
H28年度	0	0	25	1	1	0	1	1	0	0	29
H29年度	0	0	22	2	3	0	0	1	2	2	32
H30年度	0	0	12	1	1	0	0	2	1	0	17
R元年度	0	1	12	0	1	0	0	0	0	4	18
R2年度	1	0	11	1	3	0	1	1	0	2	20
R3年度	0	0	20	1	2	0	0	0	1	3	27
R4年度	0	0	13	2	0	0	2	0	0	3	20
R5年度	0	0	9	1	1	0	1	1	0	2	15

(3) その他相談の内容

年度	家族 関係	近隣 関係	金銭 関係	高齢者 関係	障害 関係	医療 関係	労働 関係	その他	合計
H14年5月 ～ H24年3月	155	108	35	21	20	16	—	586	941
H24年度	9	7	1	2	6	1	3	32	61
H25年度	11	1	0	0	3	1	5	6	27
H26年度	9	0	0	1	1	0	6	13	30
H27年度	13	4	0	0	1	1	3	22	44
H28年度	9	3	0	0	7	3	2	11	35
H29年度	13	2	0	1	2	1	4	37	60
H30年度	13	0	0	2	3	0	3	24	45
R元年度	15	4	1	3	8	3	7	35	76
R2年度	9	2	2	1	1	1	3	12	31
R3年度	16	4	0	3	4	1	1	9	38
R4年度	5	0	2	1	0	1	2	9	20
R5年度	4	2	0	1	1	0	3	15	26

注 平成23年度までの「労働関係」は「その他」に含まれます。

2 制度の概要

(1) 人権オンブズパーソン制度の役割と意義

川崎市では、すべての市民が等しく人間として尊重されることをあらゆる施策の基本として総合的な人権施策を推進していますが、その中で、平成 12（2000）年 12 月に「川崎市子どもの権利に関する条例」が、そして平成 13（2001）年 6 月には「男女平等かわさき条例」が制定されました。

そして、これらの条例の策定にあわせて人権の侵害に関する救済制度の検討が行われ、平成 13（2001）年 6 月、子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権侵害からの救済を目的とした「川崎市人権オンブズパーソン条例」が制定され、平成 14（2002）年 5 月から相談・救済活動を行う「川崎市人権オンブズパーソン制度」の運用を開始しました。

そして、人権救済機能を効率的で実効性あるものとするため、市政に関する苦情を処理し、開かれた市政の推進を図ることを目的とした「川崎市市民オンブズマン制度」（平成 2（1990）年 11 月発足）との間で、機能の分担と連携を図っています。

川崎市人権オンブズパーソン制度は、市民が人権の侵害に関する相談及び救済申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができ、また、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権侵害からの救済が図られることにより、人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的としています。

人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行するために、市の附属機関ですがその独立性が担保されています。そして、人権の侵害に関する相談に当たっては、相談者が主体的な解決を図れるよう助言・支援し、また、人権侵害からの救済に当たっては、市民の理解と相互の協調の下に調整等の非権力的手法を用いて事案の解決に当たっています。

人権問題は内容が多種多様であることから、事案ごとに問題の背景を探り、複雑に絡み合った関係を一つずつ丁寧に解きほぐしながら解決していくことが、人権が尊重される地域社会づくりにつながるものと考え活動しています。しかし、事案によっては一定の権力的な手法でなければ解決できにくいものや、他の機関に委ねた方が良いものもあることから、児童相談所や警察等の関係機関と十分な連携を図りながら解決を目指しています。

(2) 人権オンブズパーソンの体制

- 人権オンブズパーソン 代表 池宗 佳名子（弁護士、平成 31(2019)年 4 月 1 日から）

※ 2 期目

飛田 桂（弁護士、令和 5 (2023)年 4 月 1 日から）

- 専門調査員 4 名

市民等からの相談を直接受けて、人権侵害の状況や問題点の把握に努めるなど、人権オンブズパーソンの活動を補佐します。

- 事務局職員 4 名（常勤職員 3 名、会計年度任用職員 1 名）

(3) 相談及び救済の申立ての方法

相談は電話による受付が主ですが、書面（ロゴフォームなど）の方法でも受け付けます。相談の内容により予約をして面談を行います。

救済の申立ての受付は、原則として申立書に救済の申立ての概要、氏名、住所、連絡先などを記入していただきます。費用は無料です。

- 受付曜日と時間
月・水・金 午後 1 時～午後 7 時
土 午前 9 時～午後 3 時
(休日・年末年始は除きます。)

- 電話番号

子どもの権利の侵害 電話 044-813-3110

子どもあんしんダイヤル（子ども専用、無料）0120-813-887

男女平等にかかわる人権侵害 電話 044-813-3111

- ロゴフォームによる相談の予約

川崎市の公式ホームページから「人権オンブズパーソン相談受付のお知らせ」にアクセスし、「ロゴフォーム（川崎市人権オンブズパーソンインターネット相談受付）」を開いて入力してください。相談を希望された曜日、時間帯に、専門調査員が電話で連絡します。

(4) 問合せ先

川崎市市民オンブズマン事務局（人権オンブズパーソン担当）

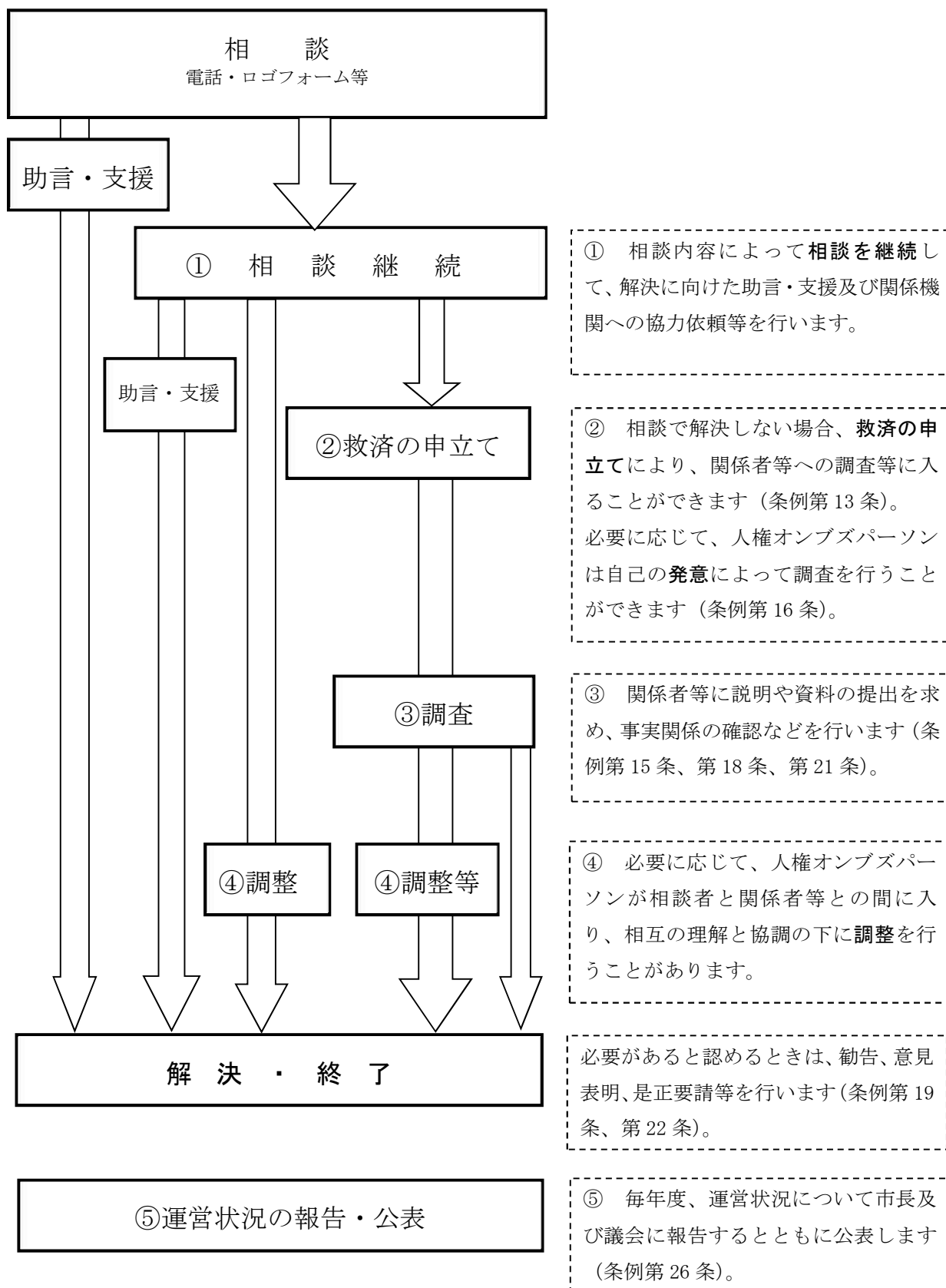
電話 044-813-3112 FAX 044-813-3101

川崎市人権オンブズパーソン

検索



(5) 相談・救済活動の流れ



(注) 条例：川崎市人権オンブズパーソン条例

川崎市人権オンブズパーソン条例

〔平成13年6月29日〕
条 例 第 1 9 号

目次

- 第1章 総則(第1条～第3条)
- 第2章 責務(第4条～第7条)
- 第3章 人権オンブズパーソンの組織等(第8条～第11条)
- 第4章 相談及び救済
 - 第1節 相談(第12条)
 - 第2節 救済の申立て(第13条・第14条)
 - 第3節 調査の実施等(第15条～第17条)
 - 第4節 市の機関に対する調査等(第18条～第20条)
 - 第5節 市の機関以外のものに対する調査等(第21条・第22条)
 - 第6節 個人情報等の保護(第23条)
 - 第7節 人権に関する課題についての意見公表(第24条)
- 第5章 補則(第25条～第27条)
- 附則

第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的として、本市に川崎市人権オンブズパーソン(以下「人権オンブズパーソン」という。)を置く。

(管轄)

第2条 人権オンブズパーソンの管轄は、次に掲げる人権の侵害(以下「人権侵害」という。)に関する事項とする。

- (1) 子ども(川崎市子どもの権利に関する条例(平成12年川崎市条例第72号)第2条第1号に規定する子どもをいう。)の権利の侵害
- (2) 男女平等にかかわる人権の侵害(男女平等かわさき条例(平成13年川崎市条例第14号)第6条に規定する男女平等にかかわる人権の侵害をいう。)
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、人権オンブズパーソンの管轄としない。
 - (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事

項

- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事項
- (3) 川崎市市民オンブズマン(以下「市民オンブズマン」という。)に苦情を申し立てた事項
- (4) 人権オンブズパーソン又は市民オンブズマンの行為に関する事項
(人権オンブズパーソンの職務)

第3条 人権オンブズパーソンは、次の職務を行う。

- (1) 人権侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 人権侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- (5) 人権に関する課題について意見を公表すること。

第2章 責務

(人権オンブズパーソンの責務)

第4条 人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

- 2 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市民オンブズマンその他市の機関、関係機関、関係団体等と有機的な連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 3 人権オンブズパーソンは、相談又は救済の申立てを行った者に不利益が生じないように、当該相談又は救済の申立てに係る事案の特性を踏まえ、その職務を遂行しなければならない。

- 4 人権オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。

- 2 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めな

ればならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

第3章 人権オンブズパーソンの組織等

(人権オンブズパーソンの組織等)

第8条 人権オンブズパーソンの定数は2人とし、そのうち1人を代表人権オンブズパーソンとする。

2 人権オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、第2条第1項に規定する人権オンブズパーソンの管轄を踏まえて、市長が議会の同意を得て委嘱する。

3 人権オンブズパーソンは、任期を3年とし、1期に限り再任されることができる。

4 人権オンブズパーソンは、別に定めるところにより、相当額の報酬を受ける。

(秘密を守る義務)

第9条 人権オンブズパーソンは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第10条 市長は、人権オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他人権オンブズパーソンたるにふさわしくない非行があると認める場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。

(兼職等の禁止)

第11条 人権オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 人権オンブズパーソンは、本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

3 人権オンブズパーソンは、前2項に定めるもののほか、公平な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

第4章 相談及び救済

第1節 相談

(相談)

第12条 何人も、市民等(市の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者その他市に関係ある者とし

て規則で定める者をいう。以下同じ。)の人権侵害に関する事項について、人権オンブズパーソンに相談することができる。

2 人権オンブズパーソンは、前項の規定により相談を受けた場合は、必要な助言及び支援を行う。

第2節 救済の申立て

(救済の申立て)

第13条 市民等は、自らが人権侵害を受けたと思うときは、人権オンブズパーソンに対し、救済の申立て(以下「申立て」という。)を行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

(1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所

(2) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日

(3) その他規則で定める事項

(本人以外の者の申立て)

第14条 何人も、市民等が人権侵害を受けたと思うときは、当該市民等に代わって人権オンブズパーソンに対し、申立てを行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

(1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 人権侵害を受けたと思われる市民等の氏名及び住所

(3) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日

(4) その他規則で定める事項

第3節 調査の実施等

(申立てに係る調査等)

第15条 人権オンブズパーソンは、申立てがあった場合は、当該申立てに係る事実について、調査を行う。

2 前項の場合において、申立てが前条第1項の規定によるものであるときは、同条第2項第2号の市民等の同意を得なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、調査を行わない。

(1) 第2条第2項の規定に該当するとき。

(2) 申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除く。

(3) 虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。

(4) 申立ての原因となった事実が市の区域外で生じたものであるとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。

(5) 前項の同意が得られないとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。

4 人権オンブズパーソンは、前項の規定により調査を行わない場合は、その旨を理由を付して申立てを行った者(以下「申立人」という。))に速やかに通知しなければならない。

(発意の調査)

第16条 人権オンブズパーソンは、市民等が人権侵害を受けていると認めるときは、自己の発意に基づき、調査を行うことができる。

2 前項の規定による調査を行う場合においては、人権侵害を受けていると認められる市民等の同意を得なければならない。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときは、この限りでない。

(調査の中止等)

第17条 人権オンブズパーソンは、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。

2 人権オンブズパーソンは、調査を中止し、又は打ち切ったときは、その旨を理由を付して、申立人又は第15条第2項若しくは前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。))に速やかに通知しなければならない。

第4節 市の機関に対する調査等

(市の機関に対する調査)

第18条 人権オンブズパーソンは、市の機関に対し調査を行う場合は、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。

3 人権オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的機関に対し、専門的調査を依頼することができる。

4 人権オンブズパーソンは、調査の結果について、申立

人等に速やかに通知するものとする。ただし、次条第6項の規定により通知する場合は、この限りでない。

(市の機関に対する勧告等)

第19条 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、当該勧告又は意見表明を尊重しなければならない。

4 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したときは、市の機関に対し、是正等の措置について報告を求めるものとする。

5 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日から60日以内に、人権オンブズパーソンに対し、是正等の措置について報告するものとする。

6 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したとき、第2項の規定により意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その旨を申立人等に速やかに通知しなければならない。

7 人権オンブズパーソンは、第2項の規定による意見表明の内容を公表する。第1項の規定による勧告又は第5項の規定による報告の内容で必要があると認めるものについても同様とする。

(市民オンブズマンとの共同の勧告等)

第20条 人権オンブズパーソンは、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明を行う場合において、必要があると認めるときは、市民オンブズマンに対し、共同で行うよう求めることができる。

第5節 市の機関以外のものに対する調査等

(市の機関以外のものに対する調査等)

第21条 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係者(市の機関以外のものに限る。以下同じ。))に対し質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて協力を求めることができる。

2 第18条第3項の規定は、関係者に対する調査の場合に準用する。

3 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害の是正のためのあつせんその他の調整(以下「調整」という。)を行うものとする。

4 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果につい

て、申立人等に速やかに通知するものとする。

(事業者に対する要請等)

第22条 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果、事業活動において頻繁な又は重大な人権侵害が行われたにもかかわらず事業者が改善の取組を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、是正その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 人権オンブズパーソンは、前項の規定による要請を行ったにもかかわらず当該事業者が正当な理由がなく要請に応じない場合は、市長に対し、その旨を公表することを求めることができる。

3 市長は、前項の規定により公表を求められた場合は、その内容を公表することができる。この場合において、市長は、人権オンブズパーソンの意思を尊重しなければならない。

4 市長は、前項の規定により公表しようとする場合には、あらかじめ当該公表に係る事業者意見に意見を述べる機会を与えるものとする。

第6節 個人情報等の保護

(個人情報等の保護)

第23条 第19条第7項及び前条第3項の規定による公表を行う場合は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第7節 人権に関する課題についての意見公表

(人権に関する課題についての意見公表)

第24条 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行を通じて明らかになった人権に関する社会構造上の課題について、地域における解決に向けた取組に資するため、意見を公表することができる。

第5章 補則

(事務局)

第25条 人権オンブズパーソンに関する事務については、川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第21条に規定する事務局において処理する。

2 人権オンブズパーソンの職務に関する事項を調査する専門調査員を置くものとする。

(運営状況の報告等)

第26条 人権オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況について市長及び議会に報告するとともに、これを公表する。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

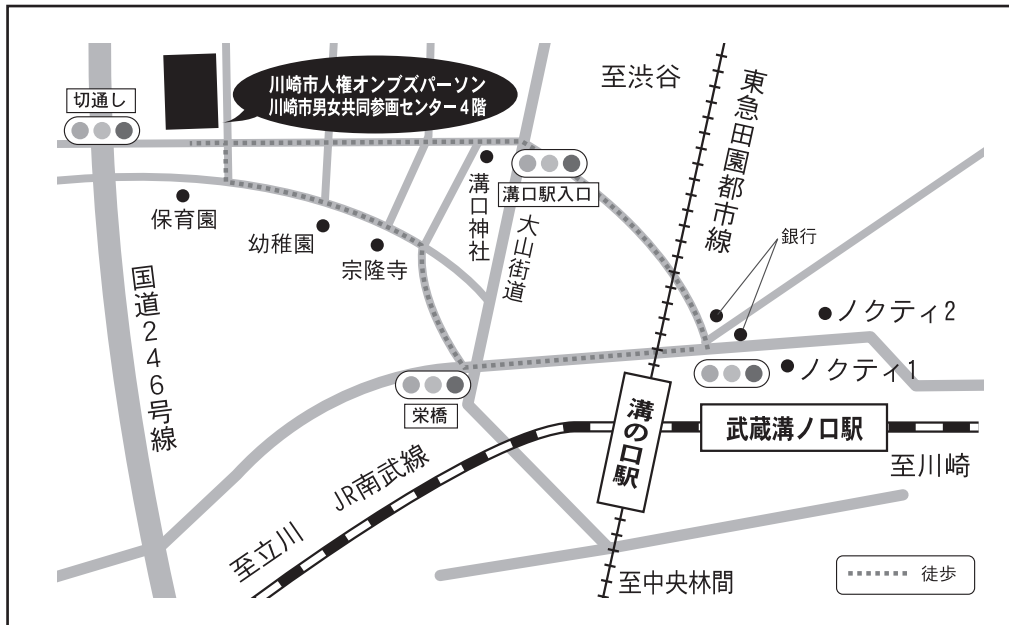
1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第8条第2項中議会の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。(平成14年3月29日規則第44号で平成14年4月1日から施行。ただし、同条例第4章の規定及び同条例附則第5項中川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第17条に1項を加える改正規定は、同年5月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の3年前の日から施行日までの間にあった事実に係る申立てについても適用し、当該3年前の日前にあった事実に係る申立てについては、適用しない。

(検討)

3 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行状況、人権に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、人権が尊重される地域社会づくりの観点から、この条例に規定する人権オンブズパーソンの管轄等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



川崎市人権オンブズパーソン令和5年度報告書

令和6（2024）年5月 発行

川崎市人権オンブズパーソン

池 宗 佳 名 子（代表人権オンブズパーソン）

飛 田 桂

川崎市

市民オンブズマン事務局

（人権オンブズパーソン担当）

〒213-0001

川崎市高津区溝口2丁目20番1号

川崎市男女共同参画センター4階

☎ 044-813-3112 FAX 044-813-3101

川崎市人権オンブズパーソンホームページ



※人権オンブズパーソンは、令和6年7月22日から川崎市役所第3庁舎で業務開始予定です。
電話番号、住所が変更となりますので詳しくはホームページを御覧ください。

COLORS,
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市